

## 公立大学法人秋田県立大学 WEB サイトへのバナー広告に関する募集要項

本学の活動を広く社会へ発信する秋田県立大学 WEB サイトにおいて、以下のとおりバナー広告の募集を行います。

### 1. 広告掲載関係の規程

広告掲載は、「公立大学法人秋田県立大学における広告事業の実施に関する規程」（以下、広告規程という。）に基づき行います。

### 2. バナー広告について

#### (1) 掲載場所

本学 WEB サイト トップページ下部 (<https://www.akita-pu.ac.jp/>)

#### (2) 掲載料金（税込）

月額 5,500 円

#### (3) 掲載期間

随時掲載（1 カ月単位）

#### (4) バナー広告の規格

静止画像

サイズ：横 290 ピクセル×縦 90 ピクセル

データ形式：JPEG 形式または GIF 形式の静止画

（アニメーションや FLASH 等の動的なものは不可）

データ容量：50 K B 以下

### 3. バナー広告掲載の申込みから掲載決定までの流れ

- (1) 広告掲載を希望する者は、広告事業申込書(様式第 1 号)により、バナー広告の版下仮原稿を添付し、公立大学法人秋田県立大学企画・広報本部へメールでお申し込みください。
- (2) 広告の版下仮原稿の内容について、広告規程第 5 条に規定する基準に適合しているか審査を行い、掲載する広告を決定します。広告主が決定したときは、広告事業決定通知書(様式第 2 号)により通知します。なお、基準を満たす申込数が募集枠を超えた場合は、抽選により掲載する広告を決定します。
- (3) 掲載が認められた場合は、本学が指定する期日までに完全版下原稿をメールにより提出してください。
- (4) 提出された版下仮原稿及び完全版下原稿は、返還しません。
- (5) 広告デザインなどの作成に要する費用は、申込者の負担となります。

### 4. 広告掲載料の納付

広告主に対して、振込依頼書を送付しますので、本学が指定する期日までに納付してください。

## 5. 広告掲載の取り消し

次の各号に該当する場合は、広告掲載を取り消します

- (1) 本学が指定する期日までに完全版下原稿が提出されないとき
- (2) 所定の期限までに掲載料を納入しないとき
- (3) 虚偽の申込みをしたとき。

## 6. 掲載料の返還

依頼主の責によらない事由により、広告を掲載できないときは、掲載料を返還します。

## 7. 免責について

広告の内容に関する苦情等紛争については、広告主の責任において対応・解決することとし、本学は一切責任を負いません。

## 8. その他

この募集要項に定めのない事項については、本学と広告主等が協議の上決定します。

### 【申し込み・問い合わせ先】

秋田県立大学 企画・広報本部 企画チーム

〒010-0195 秋田県秋田市下新城野字街道端西 241-438

TEL.018-872-1521 FAX.018-872-1670

MAIL : koho\_akita@akita-pu.ac.jp